六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　芦澤
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を昭和三十八年建設省告示第千六百三十六号で指定した芦沢川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
　長野県東筑摩郡麻績村麻
　字根尾沢　一〇四一四番一　一号
　字石とや　三三八六番　二号
　字芦沢　三三六三番二　三号
　三三六四番　四号から七号まで
　九〇九八番　十二号
　九〇七四番一　十五号
　九〇八七番一　十六号から十八号まで
　八六三九番　十九号
　九一一三番　十三号
　九一一六番　十四号
　字足沢　八五六七番　二十号
　字ネヲ　八五九四番　二十一号
　八五八八番　二十二号
　字沢ばた　八四九〇番一　二十三号
　長野県東筑摩郡麻績村日
　字アシ沢　五二五番二　八号及び九号
　字又八　五七五番　十号
　字蛇抜　五八九番二　十一号

○国土交通省告示第百六十七号

　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
　平成二十五年三月四日
　国土交通大臣　太田　昭宏
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　李比野の小川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地
　鹿児島県曽於市財部町南俣
　字大脇　一〇〇七三番
　字大脇上　一〇一二五番一
　一〇一二七番及び一〇一二八番
　一〇一二九番一及び一〇一二九番二
　一〇一三三番二
　一〇一四五番三
　一〇三〇八番一及び一〇三〇八番二
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
　鹿児島県曽於市財部町南俣
　字大脇　一〇〇七〇番五　一号
　一〇〇七一番　二号及び三号
　一〇〇七四番　四号
　字大脇上　一〇一二五番一　五号
　一〇一二八番　八号
　一〇一三四番　九号から十一号まで
　字下沖中　一〇三〇八番二　六号
　字切通　一〇一四五番二　七号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　第二瀬相川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　鹿児島県大島郡瀬戸内町大字瀬相
　字小勝原　七六一番　一号及び十二号
　七六四番　二号
　七六五番一　三号
　七六九番　四号
　七六七番二　五号
　七七五番一　六号
　七八〇番　七号
　七九五番　八号
　七五六番　九号及び十号
　七六二番　十一号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　手安小川2
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地
　鹿児島県大島郡瀬戸内町手安
　字仲崎原　五五九番一　五九〇番一
　五七一番一
　五七二番一
　五七四番一
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
　鹿児島県大島郡瀬戸内町手安
　字仲崎原　五六五番一　一号及び二号
　五五九番一　三号及び四号
　五七七番一　五号
　五七六番一　六号から八号まで
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　大当原川3
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を平成十五年国土交通省告示第二百二十七号で指定した同号十六に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
　鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋
　字平田原　二七八番一　一号から三号まで
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　仲金久川支渓
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を平成十六年国土交通省告示第千六百二十一号で指定した同号十二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
　鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋
　字平田原　二六六番二　一号から四号まで

○海上保安庁告示第五十四号

　海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。
　平成二十五年三月四日
　海上保安庁長官　北村　隆志
　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示
　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。
　別表巡視船の項中「PM02　きたかみ」を「PM02　きたかみ」に改める。
　PM03　びほろ

附　則

　この告示は、平成二十五年三月五日から施行する。

○東北地方整備局告示第三十八号

　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
　平成二十五年三月四日
　東北地方整備局長　徳山日出男
一　施行者の名称　山形県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年東北地方整備局告示第十五号山形広域都市計画道路事業三・四・二百七号山形老野森線
三　事業施行期間　自平成十六年三月十日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　なし
六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　須手沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を平成八年国土交通省告示第七百十号で指定した同号二十三に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
　鹿児島県大島郡瀬戸内町手安
　字田之又原　八九三番二　一号から三号まで
七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　金山谷川1
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十三年国土交通省告示第百六十七号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）
　鹿児島県いちき串木野市
　字金山　一四〇五〇番二　一号
　一五八四九番一　二号及び三号
　一五八五〇番三　四号